

番号	
----	--

キャッチオール規制（用途及び需要者確認）チェックシート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			T E L	
				E-Mail	

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
300 k m以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ	
別表 行為	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
	② 核融合に関する研究	☐ はい ☐ いいえ
	③ 原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
	④ 重水の製造	☐ はい ☐ いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	☐ はい ☐ いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理	☐ はい ☐ いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	☐ はい ☐ いいえ
	a 化学物質の開発又は製造	☐ はい ☐ いいえ
	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
	c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
d 宇宙に関する研究	☐ はい ☐ いいえ	
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	☐ はい ☐ いいえ	

「需要者」チェックシート

① 外国ユーザーリストのチェック

需要者は、外国ユーザーリストに掲載されているか。	☐ はい ☐ いいえ
--------------------------	--

② 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて、契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
300 k m以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ

「明らかガイドライン」チェックシート

【大量破壊兵器用途に用いられないことが確からしいかの確認】

※取引形態等からみて設問が当てはまらない場合は、「－」にチェックをつけること

① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －
⑱ その他、需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等、取引上の不審な点がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ －